

NP会員利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、NP会員サービスをご利用いただくにあたっての当社及びNP会員との間の契約関係を定めたものです。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 「当社」とは、株式会社ネットプロテクションズをいいます。
- ② 「atone」とは、本規約に基づき当社が提供する会員制の決済サービスをいいます。
- ③ 「NPポイント」とは、NP後払い、NP後払いair、atone、その他当社が指定する決済サービスを利用し、当社の指定する期間内に支払等所定の手続を行ったとき、その他当社が相当と認めた場合に、付与するポイント、又はこれを利用することを可能ならしめるサービスをいいます。
- ④ 「NP会員サービス」とは、atone及びNPポイント等、本規約に基づき当社がNP会員に対して提供するサービスの全て又はいずれか一部のサービスをいいます。
- ⑤ 「NP会員」とは、本規約を承認の上、NP会員サービスの利用を申し込み、当社が承認した方をいいます。
- ⑥ 「反社会的勢力」とは、第8条第1項各号に掲げる者をいいます。

第2条（入会等）

1. NP会員となることを希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、本規約の内容を承諾し、遵守することに同意した上で、当社が定める手続に従い、氏名、住所、生年月日、性別、自らが利用する携帯電話の電話番号、電子メールアドレス、その他入会登録のために必要なものとして当社が定める事項（以下「入会情報」といいます。）を、当社ウェブサイト又はアプリケーション（当社が提供するアプリケーション及び当社と提携する会社が提供するアプリケーションを指します。以下「アプリ」といいます。）の入会登録画面において入力し、当社に送信することにより、当社に対し、NP会員サービスの利用申込をするものとします。
2. 当社は、前項に基づく利用申込を受領した場合、当社所定の審査を実施した後、その結果を入会希望者に通知するものとします。
3. 前項に定める当社所定の審査の結果、当社が入会を承認する旨の通知を発信した時に、当該入会希望者と当社との間に本規約に係る利用契約が成立し、当該入会希望者はNP会員となります。
4. 当社は、入会希望者に以下の各号に掲げる事由のいずれかが認められる場合、又はそのおそれがある場合には、入会及び再入会を拒否することができます。また、当社が入会申込の承認をした後に、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当することが判明した場合には、当社は、当該承認を取り消すことができます。なお、当社は、入会及び再入会の拒否並びに承認の取消しの理由を開示する義務を負わないものとします。
 - ① 入会情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

- ② 入会登録を入会希望者本人以外が行った場合
 - ③ 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていなかった場合
 - ④ 反社会的勢力である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っている場合
 - ⑤ 過去に当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - ⑥ 入会希望者が日本国内に居住する個人ではない場合
 - ⑦ 営利目的でNP会員サービスを利用する意図を有すると当社が判断した場合
 - ⑧ 当社が連絡することが可能な電子メールアドレスを保持していない場合
 - ⑨ 入会登録者が既にNP会員である場合（二重登録を行ったとき）
 - ⑩ 入会登録者が第7条に定める会員資格の停止もしくは取消の事由のいずれかに該当し、又は第9条各号に定める禁止行為を行った場合
 - ⑪ その他、当社が入会を適当でないと判断した場合
5. 当社は、atoneその他の当社が指定する決済サービスの利用状況等を勘案してNP会員の種類を分け、その種類に応じて、特典を提供することがあります。NP会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が本項に基づく特典について内容を変更し又は提供を中止することがあることに関して、異議を述べません。
6. 当社は、当社がNP会員又は入会希望者に対し、NP会員サービスの利用等に関し、当社所定の確認（本人特定事項（氏名、住居、生年月日をいう。）、取引目的及び職業等の確認）を求めた場合において、当社所定の期間内に当該確認の手続が完了しないとき、又は当該確認に基づき当社が必要と判断した場合は、入会を断ること、NP会員サービスの全部又は一部の利用を制限すること及びNP会員としての資格を喪失させることがあります。
7. 入会希望者は、自らが後払い（atone）利用者（当社所定の後払い（atone）利用者規約において定義されます。以下同じ。）である場合、当社が後払い（atone）利用者に関する情報をNP会員に関する情報としても利用すること、当社が同規約に基づき提供を受けたID（電話番号及びメールアドレス）を本規約第4条に定めるNP会員のIDとして利用することについて、同意します。

第3条（入会情報の変更等）

1. NP会員は、入会情報及びatoneその他の当社が指定する決済サービスの利用履歴、NPポイントの付与実績等の情報を当社ウェブサイト又はアプリから当社が定める方法・範囲において閲覧することができます。
2. NP会員は、入会情報に変更があった場合には、当社所定の手続により直ちに当社に届け出ることとします。
3. 前項の入会情報の変更届出がなされていない場合であって、当社が、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、入会情報に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。NP会員は、当社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、NP会員は、当社が入会情報の変更の有無の確認を求め、又は必要に応

じて資料の提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

4. NP会員が入会情報の変更を当社に届け出なかったことに起因してNP会員に生じた一切の損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第4条 (ID・パスワード)

1. 当社は、入会情報として提供を受けたNP会員の利用する携帯電話の電話番号又はメールアドレスを、当該NP会員を識別するためのIDとして利用するものとします。
2. NP会員は、当社所定の方法により入会申込時にパスワードを当社へ申し出るものとし、当社は、NP会員より申出のあったパスワードを、NP会員を識別するために用いるものとします。ただし、NP会員からの申出がない場合又はNP会員が申し出たパスワードにつき当社がパスワードとして不適切と判断した場合は、当社所定の方法によりパスワードを登録又は変更することがあります。

第5条 (権利の帰属)

1. 当社ウェブサイト及びアプリ内並びに当社が発行する電子メールなどの各コンテンツにより提供される文章、写真、画像、イラスト等の著作権その他知的財産権は、当社又は正当な権利を有する権利者に帰属し、各コンテンツの集合体としての著作権その他知的財産権は、当社に帰属するものとします。
2. 当社ウェブサイト、アプリ又は電子メール等により、NP会員を含む利用者から収集したものに知的所有権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウ等）が発生する場合、当該権利は全て当社に帰属するものとします。
3. NP会員は、当社ウェブサイト又はアプリやNP会員サービスを通じて当社に提供した個人情報以外の一切の情報（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限られません。）について、当社に対し送信・提出した時点で、当社及び当社が認めた第三者が二次利用（ウェブサイト及びアプリへの掲載許可等、複製・公開・送信・出版・翻訳・翻案・編集・転載を含みますが、これに限られません。）することを許諾したものとみなします。
4. NP会員は、前項に定める情報について、当社及び当社から権利を承継し又は許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
5. NP会員は、当社がNP会員サービスを通じて提供している一切の情報を、当社又は当該情報の権利者から事前に許諾を得ることなく、著作権法の定める私的使用の範囲外の目的で、無断収集・加工・二次利用・販売・再販・営業できないものとします。

第6条 (情報の削除)

当社は、NP会員がNP会員として登録した情報が、当社が定める所定の期間又は量を超えた場合、NP会員への事前通知なくこれを削除することがあります。また、本規約に定めるほかNP会員サービスの運営及び保守管理上の必要がある場合、当社は、NP会員へ事前に通ずることなく、NP会員がNP会員として登録した情報を削除する場合があります。当社は、これに起因するNP会員又は他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について、一切の責任を負わないものとします。

第7条（会員資格の停止、取消）

1. NP会員が次の各号の一つにでも該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、何ら事前に通知及び催告することなく、該当NP会員の会員資格を一時停止又は取消することができます。また、当社はNP会員資格の一時停止又は取消を行った理由を開示する義務を負わないものとします。
 - ① NP会員がNP会員の申込又はその他の当社への申込等で虚偽の申告をした場合
 - ② NP会員が本規約のいずれかの規定に違反した場合
 - ③ NP会員が当社に対して有する支払債務の全部又は一部の履行を怠った場合
 - ④ NP会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、NP会員サービスの利用の申し込みについて、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていなかった場合
 - ⑤ 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等NP会員の信用状態が著しく悪化した場合
 - ⑥ 商品等を換金する目的でatoneを利用すること及び短期間で反復継続して同一の商品を購入することその他atoneを含む当社が提供するサービスの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - ⑦ 第31条の再審査によりatoneの利用を継続することが不適切であると当社が認めた場合
2. 前項に基づき当社がNP会員資格を一時停止又は取消したことにより、当該NP会員がNP会員サービスの利用ができなくても、当社は、一切その責任を負わないものとします。
3. NP会員は、第1項各号の事由が生じたことに基づき当社、加盟店又は第三者が損失、もしくは損害を被り、又は費用（弁護士費用を含みます。）を支出した場合には、これを全て補償するものとします。
4. NP会員は、第1項に基づき当社によりNP会員資格を一時停止又は取消されたときは、当該期間中はNP会員サービスを含めた当社が提供する一切のサービスを利用できないものとし、当該サービスの利用ができないことについて、当社は一切その責任を負わないものとします。一時停止の解除は当社判断で行うものとし、NP会員はその判断に従うものとします。
5. NP会員は、当社によりNP会員資格を取消されたときは、NP会員サービスの利用に関する一切の権利を失うものとします。
6. NP会員サービスの利用に関して、加盟店又は提携会社から疑義が出されている場合、その解決までの間、当社の判断によりNP会員資格の一時停止、その他NP会員サービスの利用を制限させていただくことがあります。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. NP会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - ②暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - ⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - ⑦特殊知能暴力集団等（①から⑥に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - ⑧①から⑦に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗り、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
2. NP会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. NP会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、当該NP会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、NP会員は、これに応じるものとします。
4. 当社は、NP会員が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、NP会員としての入会を拒絶し、又は、NP会員サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。NP会員サービスの利用を一時停止した場合には、NP会員は、当社が再開を認めるまでの間、加盟店との間でNP会員サービスを利用した取引を行うことができないものとします。

5. NP会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、NP会員としての資格付与を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本規約に基づき成立した契約を解除できるものとします。この場合、NP会員は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
6. 前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、NP会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により、NP会員に損害等が生じた場合にも、NP会員は、当該損害等について当社に請求をすることはできないものとします。

第9条（禁止事項）

1. NP会員は、NP会員サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - ① 当社に対して虚偽又は誤りがある情報を届け出、又は当社に届け出た情報について変更が生じたにもかかわらず、変更が生じた内容を速やかに届け出ないこと
 - ② NP会員サービスを、営利を目的として利用をする行為
 - ③ 当社、加盟店、提携会社もしくは第三者の商標権、著作権、意匠権、特許権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - ④ 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
 - ⑤ NP会員サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - ⑥ 同一人物が、複数のNP会員登録を行う行為、又は複数人が共有する情報もしくは第三者を利用してNP会員登録を行う行為
 - ⑦ 実在又は架空の第三者になりすましてNP会員サービスを利用する行為
 - ⑧ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
 - ⑨ 第三者の設備又は当社サービス用設備（当社がNP会員サービスを含めた当社の一切のサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
 - ⑩ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - ⑪ 商品等を換金する目的でatoneその他の決済サービス利用する行為
 - ⑫ 現行紙幣・貨幣の購入のためにatoneを利用すること、その他違法又は不当な取引にatoneその他の決済サービス利用する行為
 - ⑬ 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する行為、NP会員サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為又は他者もしくは当社に不利益を与える行為
 - ⑭ その他、当社が不適切と判断する行為

2. 前項第12号で禁止される現金化を目的とするatoneの利用その他違法又は不当な取引でのatoneその他の決済サービスの利用は、以下の各号に掲げるものを含みますがこれらに限られません。
 - ① 金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、暗号資産、回数券又は現金類似物若しくは現金等貨物の購入であって社会通念又は過去の取引履歴に照らして相当とは認められない頻度もしくは金額で行うもの
 - ② 貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入であって社会通念又は過去の取引履歴に照らして相当とは認められない頻度若しくは金額で行うもの
 - ③ 買取業者等が予め買い取ることを合意したうえでの商品等の購入、又は第三者に転売することを目的とした商品等の購入のためにatoneを利用するもの
 - ④ atone加盟店がNP会員に自店や指定店等で販売している商品等を、atoneを利用して購入させたうえで、当該商品の買戻しを約して行われる取引のためにatoneを利用するもの
 - ⑤ 上記各号に類すると当社が判断するもの
3. NP会員が前各項のいずれかに該当する行為をしたことにより、当社又は第三者に損害が生じた場合、NP会員はその損害を賠償しなければなりません。

第10条（NP会員サービスの停止等）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、NP会員に事前に通知することなく、一時的にNP会員サービスの一部もしくは全てを中断、停止又は中止することができるものとします。
 - ① NP会員サービスに関するシステムの保守、点検、修理、変更を定期的に又は緊急に行う場合
 - ② NP会員サービスに関するシステムに負荷が集中した場合
 - ③ NP会員サービスに関するシステムがコンピュータ、通信回線等の事故等によりその機能を十分に発揮できない場合
 - ④ NP会員のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合
 - ⑤ 火災、停電などや、地震、噴火、洪水、津波などの天災により、NP会員サービスの提供が困難な場合
 - ⑥ 戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議などによりNP会員サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑦ 第三者によるNP会員サービスのシステムの破壊や妨害行為（データやソースコードの改ざん又は破壊を含みます。）などにより運営ができなくなった場合
 - ⑧ その他当社がNP会員サービスの一時的な中断、停止又は中止を必要と判断した場合
2. 当社は、本条に基づきNP会員サービスが中断、停止又は中止となったとしても、これに起因するNP会員又は他の第三者が被ったいかなる不利益、及び損害について一切の責任を負わないものとします。

3. NP会員は、NP会員サービスを利用するにあたり必要な機器（アプリを含みます。）、通信手段等を会員の費用と責任で用意しなければなりません。

第11条（退会）

1. NP会員は、本規約上別段の定めがある場合を除き、いつでも当社所定の手続によりNP会員から退会することができます。
2. NP会員が死亡したときは、その時点で退会したものとみなします。
3. NP会員が当社に対し個人情報の破棄を申し出た場合、当社が当該個人情報を破棄した時点で退会したものとみなします。
4. 当社がNP会員に対し電子メールにより連絡することができなかつた場合は、その時点で退会したものとみなすことができるものとします。
5. NP会員は、当社に対して有する全ての支払債務を完済するまでは退会することができない（退会したものとみなさないことを含みます。）ものとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
6. NP会員は、前項ただし書に基づき退会した場合、当社に対して有する全ての支払債務について、その支払期日にかかわらず、当社の請求により、直ちに弁済するものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法により支払うことができるものとします。
7. NP会員は、退会した後に、NP会員サービスに関して当社に対する支払債務の負担があることが判明した場合には、当社からの請求に従って、その支払債務の一切について責任を負うものとします。
8. NP会員は、退会したときは、NP会員サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また退会に伴って当社に対して何ら請求権も取得しないものとします。

第12条（秘密保持及び会員個人情報の保護）

1. NP会員が当社に届け出た事項及びNP会員のNP会員サービスの利用に関する情報等、当社がNP会員サービスの提供に関して取得し、又は記録した情報（以下「会員個人情報」といいます。）は、当社に帰属します。当社は、会員個人情報を、本規約で定める場合の他、別途定める「NP会員 個人情報の取得に関する同意事項」及び「個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱うものとします。
2. NP会員が個人情報の開示を求める場合、当該NP会員は、当社所定の手続及び当該NP会員の費用負担をもって照会できるものとし、当社は、当該費用の入金を確認後、当該NP会員宛に郵送にて通知するものとします。
3. NP会員が個人情報の破棄を求める場合は、当社は法令等に従い当該情報の破棄を行うものとします。その場合、第11条第3項の規定に従い、当社はNP会員が退会したものとみなします。
4. 当社は、会員個人情報を、NP会員サービスを提供する目的及び「NP会員個人情報の取扱いに関する同意事項」及び「個人情報保護方針」に定められた目的以外の目的のために利用せず、また第三者に開示し、又は提供しないものとします。ただし、NP会

員は、当社に登録した住所以外の場所のうち当社がNP会員サービスの提供に関連して正当に取得した場所（配送先又は本人確認書類に記載された住所に限る。）に宛てて支払債務の弁済を請求する書面を送付する場合があること、当該書面の送付により第三者に支払債務及び請求の存在並びに当該書面の内容が開示される場合があることについて、同意します。

5. NP会員は、NP会員サービスの利用上発生した当社、NP会員同士、加盟店又は委託先との間の苦情、クレーム、訴訟について、当社が要求する事項（文章、口頭による交渉を含みますが、これに限定されません。）を、全て当社に開示するものとします。

第13条（免責事項）

1. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、NP会員サービスの利用によりNP会員に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、当社ウェブサイトもしくはアプリ又はサーバ等から送られる電子メール、コンテンツに、コンピューター・ウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証しません。
3. 当社ウェブサイト又はアプリ等で開示する情報について、当社は、明示されていると否とにかかわらず、その情報の真実性、目的適合性、権限、適法性、安全性、正確性等に関し、いかなる保証も行いません。
4. 当社ウェブサイト又はアプリ等において行われる、当社以外の者が提供するサービスや商品等の広告に関し、当社は、その内容その他の点について、いかなる保証もせず、また、責任を負わないものとします。
5. 当社は、NP会員と加盟店との間の商品等の取引等について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。商品等及び取引等に係る問題は、NP会員と加盟店との間で解決するものとします。

第14条（損害賠償）

1. NP会員がNP会員サービスの利用に関して加盟店、他の会員、提携会社又は第三者に対して損害を与えた場合、NP会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えてはならないものとします。
2. NP会員が本規約に反した行為又は不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該NP会員に対して当該損害の賠償の請求を行うことができるものとします。

第15条（規約の範囲及び変更）

1. 当社ウェブサイト上における表示又はその他の方法により規定する本規約の個別規定及び当社が随時NP会員に対し通知する本規約の追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約本文の定めと個別規定及び追加規定の定めが異なる場合には、個別規定及び追加規定の定めが優先します。
2. 当社は、次の各号に該当する場合には、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する

旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法でNP会員に周知した上で、本規約を変更（NP会員サービスの一部又は全部の廃止を含み、以下本項において同様とします。）することができます。この場合には、NP会員サービスの利用条件は、変更後の会員規約によります。

- ① 変更の内容がNP会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

第16条（NP会員への通知等）

1. 当社からNP会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、NP会員が予め当社に届け出た電子メールアドレス宛の電子メールその他当社が適当と認める方法（アプリ上の通知を含み、以下同様とします。）により行うものとします。
2. 当社から電子メールによる通知が行われる場合、当社は、NP会員の加入する電子メールサービスのサーバ宛に電子メールを発信し、当該サーバに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。また、NP会員は、当該電子メールを遅滞なく閲覧するものとします。
3. 当社からNP会員に対する公表は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社ウェブサイト上の掲示その他当社が適当と認める方法により行うものとします。
4. 当社から当社ウェブサイト上の掲示による公表が行われる場合、当該公表内容がウェブサイト上に掲示され、NP会員がウェブサイトアクセスすれば当該通知を閲覧すること可能となった時点をもってNP会員への公表が完了したものとみなします。

第17条（会員の地位の貸与・譲渡）

NP会員の地位は、いかなる人へも貸与、譲渡、質入れなどをすることはできません。

第18条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能となる場合であっても、当該無効又は執行不能となった条項以外の他の条項及び、当該条項のうち一部が無効又は執行不能となった部分以外の他の部分は、効力を有するものとします。

第19条（不正行為等の監視）

NP会員は、当社がNP会員サービスの不正利用等の監視を行うことにつき、事前に承諾するものとします。

第20条（準拠法）

本規約及びサービス関連規定（個別規定、追加規定を含みます。）に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

NP会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、NP会員の住所地、又は当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2章 atone

第22条 (atone)

1. NP会員は、当社との間で直接又は間接的に「atone加盟店規約」又は「atone実店舗加盟店規約」に係る契約（以下「加盟店契約」といいます。）を締結した販売店（以下「atone加盟店」といいます。）との間で締結した、商品又は役務（以下「商品等」といいます。）の販売又は提供（以下「販売等」といいます。）を約する契約（以下「対象契約」といいます。）に係る代金、送料等（以下、これらを総称して「代金等」といいます。）をatoneによって支払うことができます。
2. NP会員は、代金等に係る決済手段としてatoneを用いた場合、当該代金等に係る債権（以下「代金等債権」といいます。）をatone加盟店が直接、もしくは当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます。）を経由して当社に譲渡すること、又は代金等債権について当社もしくは提携会社が立替払いすることにつき、予め承諾するものとします。また、会員は、当該代金等債権の譲渡について、atone加盟店に対して保有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、無効、取消し、解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を含みますがこれに限りません。）を放棄するものとします。

第23条 (利用上限額)

1. 当社は、NP会員毎にatoneを利用して行うことのできる1回の取引当たりの利用上限額（以下「個別取引上限額」といいます。）、及びNP会員毎の未決済の利用額の累計金額の上限額（以下「累計上限額」といいます。）を、当社所定の審査の上、決定します。
2. 当社は、NP会員によるatoneの利用状況、再審査の結果その他の事情を勘案して、個別取引上限額及び累計上限額を必要に応じて変更すること（0円とすることを含みます。）ができるものとし、変更した場合には、変更後の設定金額をNP会員に通知するものとします。ただし、NP会員への通知が不適切であると当社が判断した場合はこの限りではありません。
3. 当社は、個別取引上限額及び累計上限額の範囲内でatoneが利用できることをNP会員に対して約束するものではなく、あくまでその上限額の範囲内において、NP会員による個々のatoneの利用に関して第24条に従って審査をした上でNP会員によるatoneの利用を許諾するものとします。NP会員は、個別取引上限額及び累計上限額を超えてatoneを利用することは出来ません。

第24条 (atoneの利用方法)

1. NP会員は、本規約を承認の上、atone加盟店で商品等の購入等をする際に、決済手段としてatoneを選択し、ID、パスワードその他の情報（これらの情報を電磁的に記録した

コード等を含みます。)を入力・送信し、又はatone加盟店がそれらを読み取ることに
より、atoneを利用することができます。なお、コード等の入力・送信又はatone加盟店
が読み取る場合は、NP会員はアプリを利用するものとします。

2. NP会員が、atoneの利用をatone加盟店に申し出た場合、利用の都度、当社は、atone加
盟店を通じて当社所定の情報の提供を受け、atoneの利用の可否について当社所定の審
査を行い、当該審査結果をatone加盟店に通知するものとします。なお、当社は、NP会
員がatoneの利用をatone加盟店に申し出るより前に、予めatoneの利用の可否について当
社所定の審査を行うことができるものとします。当該審査結果については、必要な場
合、当社は直接NP会員に対し通知するものとします。
3. NP会員は、前項に規定する審査（予め行う審査を含みます。）の結果、当社がNP会員
に対しatoneの利用を承認しない場合があることを、予め承諾するものとし、利用承諾
が得られなかったことによつてNP会員に損害が生じた場合であっても、当社に対し当
該損害の賠償請求を一切行わないものとします。
4. 当社は、NP会員によるatoneの利用に関し、ID又はパスワード（これらの情報を電磁
的に記録したコード等を含みます。）が第三者によつて不正に使用されているおそれ
があると判断した場合、当該NP会員によるatoneの利用を、保留することができるもの
とします。
5. NP会員は、対象契約を取り消し、又は解除する場合は、atone加盟店に対して意思表示
を行うものとします。
6. NP会員は、atoneの利用を取り消し、又は解除する場合は、atone加盟店に対し意思表
示を行い、またatone加盟店を介して当社に対し意思表示するものとします。
7. NP会員は、通信料金や定期販売等、当社所定の継続的サービスに係る代金等の支払に
ついて、atoneを利用する場合には、当社所定の情報を当社所定の方法によりatone加盟
店に提供し、必要な登録手続を完了させるものとします。この場合、当社は、NP会員
において継続的なサービスに係る代金等の支払債務が発生する都度、第2項に従つて当
社所定の審査を行うものとします。また、NP会員は、入会情報その他atoneの利用に関
し当社が保有する情報に変更が生じた場合、当該atone加盟店の要請に応じ、当社が変
更内容を当該atone加盟店に通知することを予め承諾するものとします。

第25条（atone利用代金の支払）

1. NP会員は、代金等に係る決済手段としてatoneを用いた場合、当社からの請求に応じ、
当社に対し代金等及び自らが選択した支払方法に応じて必要となる費用（以下「atone
利用代金」といいます。）を当社に支払うものとします。
2. NP会員は、atone利用代金に係る支払方法として口座振替払い（第28条第1項において
定義されます。）を選択した場合はatoneの利用1回につき90円（消費税別）、請求書
払い（第28条第1項において定義されます。）を選択した場合はatoneの利用1回につき
317円（消費税別）、その他の支払方法を選択した場合はatoneの利用1回につき226円

(消費税別)を当社に支払うものとしします。ただし、同月においてatone分割払い利用規約第7条第4項に基づく支払い義務が生ずるときは、atone分割払い利用規約に基づく当該費用を支払う必要はないものとしします。

3. NP会員が支払手段として口座振替払いを選択したにもかかわらず、当社が口座振替の方法による支払債務の弁済を受けられない場合において、以下に掲げる事由に該当するときは、NP会員は、1回につき226円(消費税別)を限度に当社が請求した金額を支払うものとしします。ただし、同一の支払債務に関しatone分割払い利用規約第7条第5項に基づく費用の支払い義務が生ずるときは、atone分割払い利用規約に基づく当該費用を支払う必要はないものとしします。
 - ① 当社が指定金融機関(第28条第1項において定義されます。)に再度口座振替の依頼をしたとき
 - ② NP会員が当社の求めに応じてコンビニ端末払い(第28条第1項において定義されます。)を利用するとき
 - ③ 前2号の他、当社所定の支払方法によるとき
4. NP会員は、当社に対する債務の弁済に要する費用(振込手数料、収納手数料(コンビニエンスストアでの支払に要する費用)等)を負担するものとしします。
5. 第2項から第4項の費用は、当社がatone加盟店と特段の合意をした場合その他これに類する場合には、atone加盟店毎に変更することがあります。その場合、当社は、NP会員に対し、atone加盟店のウェブサイト又は任意の手段により通知するものとしします。

第26条(公租公課)

NP会員は、名義の如何にかかわらず商品等の取得・所有・保有、使用及び提供を受ける役務、並びにその他本契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課を負担するものとしします。また、本契約の途中で公租公課に変更がある場合は当該公租公課の増額分を負担するものとしします。

第27条(商品の所有権)

1. NP会員は、当社がatone加盟店に代金等債権に係る債務を立替払した場合、又は当社がatone加盟店から代金等債権を譲り受けた場合、対象契約に係る商品の所有権が当社に移転し、次条に基づき、当該対象契約に係る支払債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとしします。
 - ① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
 - ② 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。
2. NP会員が本規約の規定により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとしします。
3. NP会員は、当社が前項により商品を引取ったときは、NP会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意する

ものとし、なお、当該価格が債務の残額を上回った場合はNP会員及び当社の間で直ちに精算するものとし、

4. 前項の場合、NP会員は、商品等の引取りに要した費用を直ちに支払うものとし、商品等引取り後の原状回復費用はNP会員の負担とするものとし、

第28条（支払方法等）

1. atone利用代金その他本規約に基づくNP会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「支払債務」といいます。）は、毎月末日（以下「締切日」といいます。）に締め切って集計することとし、NP会員は、締切日までに、当社所定の方法により、以下の各号に掲げる支払方法（当月請求額が30万円を超える場合は、第4号又は第5号の支払方法）からいずれかひとつを選択するものとし、ただし、NP会員が特段の選択をしない場合には、コンビニ端末払いを選択したものとして取り扱います。
 - ① コンビニ端末払い 当社がNP会員に対して電磁的方法により通知した請求内容を、当社が提携するコンビニエンスストアに設置されている所定の端末に入力することを通じて行う支払方法
 - ② 電子バーコード払い 当社が提携するコンビニエンスストアの店頭で、アプリに表示される支払情報が書き込まれたバーコードを表示することによって支払う方法
 - ③ 請求書払い 当社からNP会員に対して送付する請求書を用いて支払手続を行う方法
 - ④ 口座振替払い 予め当社が指定する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）と約定した預金口座又は証券総合口座又はゆうちょ銀行口座（以下「支払口座」といいます。）から口座振替をする方法
 - ⑤ その他、利用可能な支払方法として当社が当社所定の方法によってNP会員に対して案内する方法
2. NP会員は、各月における支払債務の弁済方法の選択を、締切日までに行うものとし、締切日以降は、支払方法の変更をすることはできないものとし、また、NP会員が一度支払方法の選択をした場合（前項ただし書に従ってコンビニ端末払いを選択したものとして取り扱われた場合を含みます。）、別途の意思表示がない限り、翌日以降も当該支払方法により支払債務の弁済を行うものとし、
3. NP会員は、支払方法に応じて以下の各号に定める日（以下「支払日」といいます。）までに、毎月の支払債務を支払うものとし、
 - ① コンビニ端末払い 締切日の翌月10日まで
 - ② 電子バーコード払い 締切日の翌月10日まで
 - ③ 請求書払い 締切日の翌月20日まで
 - ④ 口座振替払い 締切日の翌月27日（指定金融機関の営業日でない場合は翌営業日とします。）まで
 - ⑤ 当社所定の方法によってNP会員に対して案内する方法 当該案内において定める日まで
4. NP会員による支払債務の弁済は、以下の各号に掲げる支払方法の区別に応じ、当該各

号に掲げる時点でなされたものとし、ただし、代金等債権（atone加盟店のNP会員宛て債権）について当社又は提携会社が立替払いする場合において、以下の各号に掲げる時点で、atone加盟店に対する代金等債権の立替払いが済んでいない場合は、atone加盟店に対する立替払いが済んだ時点で支払債務の弁済がなされたものとし、

- ① コンビニ端末払い、電子バーコード払い、及び請求書払いの場合
支払債務に係る支払の履歴が当社に反映された時
 - ② 口座振替払いの場合
支払債務に係る支払を当社もしくは当社の指定する収納代行会社が受領した時
 - ③ 当社所定の方法によってNP会員に対して案内する方法による場合
当該案内において定める時
5. 当社は、NP会員に対し毎月の支払債務の明細（以下「利用明細」といいます。）を原則として支払日が属する月の第3営業日までにNP会員専用サイト又はアプリ上で表示し、NP会員に当月の請求予定金額（請求金額が0円の場合を含みます。）を知らせるものとし、また、NP会員が別途当社に申し込み、当社が承諾した場合は、当社所定の方法に従って電子メール、SMSその他の方法により請求予定金額を通知するものとし、
 6. NP会員は、利用明細の記載内容について異議があるときは、当社に対し、問合せ（利用明細が確定する前の問合せを含みます。）を行うことができるものとし、当社は、問合せを受けた場合には、速やかに利用明細及び当該問合せの内容を調査するものとし、
 7. 理由の如何を問わず支払日までに前項の調査が完了しない場合、又は対象契約が解除等されたにもかかわらず、当社に支払停止等の連絡がこなかったこと等の理由により、当社がatone加盟店に対して代金等債権に係る立替払いをし、もしくは代金等債権に係る債権譲渡代金の支払をした場合は、NP会員は、当社に対し、利用明細に記載されたとおりの請求金額を支払うものとし、
 8. 当社は、NP会員にatone以外に当社の提供するサービスによる取引がある場合、当該取引の支払いをatoneの支払いと合算してNP会員に請求することができるものとし、NP会員は、まとめて当社に支払うものとし、
 9. 残高不足等の理由により、第1項第4号による口座振替ができなかった場合、又は当月請求額が30万円を超えている場合であって第1項に定める支払い方法について、同項第1号から第3号に定める方法を選択していた場合、NP会員は、当社が指定する方法により支払債務の弁済を行うものとし、
 10. 当社は、当社がNP会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、NP会員の当社に対する支払債務に充当する又はNP会員の銀行口座への振込みその他の方法により返金する（返金に係る手数料は、NP会員の負担とすることができるものとし、その場合は返金額から差し引くものとし、）ことがあり、NP会員はこの取扱いについて異議を述べないものとし、
 11. 第1項から第3項までの定めは、当社がatone加盟店と特段の合意をした場合その他これに類する場合には、atone加盟店毎に変更することがあります。その場合、当社は、NP

会員に対し、atone加盟店のウェブサイト又は任意の手段により通知するものとします。

第29条（支払債務の充当順序）

1. NP会員が当社に対して本規約に係る契約以外の契約に基づく未払いの債務（以下「未払い債務」といいます。）をも負っている場合において、NP会員が当社に支払った金額が、支払債務及び未払い債務の全てを完済させるに足りないときは、NP会員は、特に通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により、いずれかの債務に充当しても異議ないものとします。
2. NP会員が本規約及びこれに付帯する契約に基づき当社に対して支払うべき金額を超えて支払った場合、当社は超過額をNP会員の次回以降の支払いに充当する、またはNP会員に対して返金する等、当社が適当と認める順序・方法で返金手続き等ができるものとします。
3. 既にNP会員による当社に対する支払いが完了している取引に関する契約が取消し、無効または解約となり、当該取消し等により当社からNP会員に対し返還されるべき金額がある場合、NP会員が当社に債務を負担しているときは、当社は当該NP会員に対し返還されるべき金額を、前項と同様の方法で充当等することができるものとします。

第30条（遅延損害金等）

1. NP会員が当社に対する支払債務の履行を遅滞した場合、支払日の翌日から支払済の日に至るまで、支払債務の未払額に年14.6%を乗じた額（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）の遅延損害金を支払うものとします。
2. NP会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで前項の利率により計算された遅延損害金を支払うものとします。
3. 前2項に定める遅延損害金の他、NP会員が当社と約定した期日までに支払債務の支払を行うことを懈怠した場合において、期限超過後もatoneによる支払方法の提供を受けるときは、延滞事務手数料を支払うものとします。ただし、atone分割払い利用規約に基づき延滞事務手数料の支払い義務が生ずるときは、atone分割払い利用規約に基づく延滞事務手数料を支払う必要はないものとします。

第31条（会員の再審査等）

1. 当社は、NP会員の適格性、個別取引上限額、及び累計上限額について入会后、定期及び不定期の再審査を行います。この場合、NP会員は、再審査の資料として当社の指定する証明書等の提供に応じるものとします。
2. 当社は、以下の各号に掲げる事由がある可能性が存すると判断した場合は、NP会員に対して調査を申し入れることができるものとし、NP会員はこれに応じるものとします。
 - ① atone加盟店との間で架空の注文を偽装している疑いがあると当社が判断した場合。

- ② 当社の過去の取引記録等に基づき、NP会員に信用上問題があると当社が判断した場合。
- ③ NP会員による誤発注その他不自然な注文が行われていると当社が判断した場合。
- ④ NP会員が悪意を持って情報を改ざんし、又は悪用している疑いがあると当社が判断した場合。
- ⑤ NP会員が事実と異なる情報に基づく取引を行っている疑いがあると当社が判断した場合。
- ⑥ 代金等債権に法律上の瑕疵があり、又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
- ⑦ 代金等債権が本規約に違反し、又は本規約が禁止している取引に基づき発生したものである場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
- ⑧ 代金等債権に関して、NP会員とatone加盟店との間に紛争が生じ、速やかに解決ができない場合。
- ⑨ 商品等の引渡し等を受けられない、商品等に破損・汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合がある、又は商品等の正当な返品に応じない等の相当の理由に基づいてNP会員が支払債務の弁済を拒絶した場合。
- ⑩ NP会員が自己の電話番号等の利用を否認し、支払債務の弁済を拒絶した場合。
- ⑪ NP会員が未成年者で法定代理人の同意を得ていないことを理由に支払債務の弁済を拒絶した場合。
- ⑫ atone加盟店が当社に対して取引内容を登録する際に不備があったことに起因してNP会員からの支払債務の弁済の受領ができない場合。
- ⑬ atone加盟店の責めに帰すべき事由その他atone加盟店側の事由により、当社又は提携会社がNP会員から支払債務の弁済を受けられない場合。

第32条（端末等の管理）

1. NP会員は、atoneその他当社が指定する決済サービスの利用に用いたNP会員が保有する携帯電話端末及びsimカード（以下「端末等」といいます。）並びにID・パスワード等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、atoneを第三者に利用させてはならないものとし、
2. NP会員は、atoneの利用に用いた端末等を廃棄する場合又は第三者に譲渡若しくは貸与等する場合、端末等中に存するatoneの利用に関する情報を削除するものとし、
3. NP会員は、端末等を紛失した場合、遠隔操作による端末等の利用停止措置等、第三者による端末等の利用を防止するための措置を講ずるとともに直ちに当社に当該事実を届け出た上で、当社の指示に従うものとし、

第33条（端末等の不正利用）

1. NP会員が端末等の紛失、盗難等（以下「紛失等」といいます。）によって他人に認証情報等を不正利用された場合であっても、不正利用により生じた一切の債務については、すべてNP会員の負担となります。ただし、NP会員が紛失等の事実を速やかに当社

に通知のうえ、最寄りの警察または交番に届け出るとともに、書面又は電磁的方法により当社所定の届出書を当社に提出し、かつ当社がこれを認めた場合、NP会員が当社に連絡を行った日の60日前以降のatoneの利用に係る立替払金については、当社がatoneのご利用を取り消し、NP会員の支払債務を免除します。この場合、NP会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該支払免除の対象とはなりません。

- ① 紛失等がNP会員の本規約違反に起因している場合。
 - ② 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に、紛失等が生じた場合。
 - ③ NP会員の故意または重大な過失によって紛失等が生じ、または損害が拡大した場合。
 - ④ 端末等が、NP会員の家族、同居人、その他NP会員の関係者によって使用された場合。
 - ⑤ 紛失等の申告が虚偽の場合。
 - ⑥ 被害状況等の申告に虚偽があった場合、または正当な理由なく被害状況の調査、負担免除の手續等にご協力いただけない場合。
2. 第三者によるatoneの不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、当社は全部または一部の利用を停止することがあります。この場合、NP会員への事前通知が困難なときは、NP会員への事前通知なしに当該措置を行う場合があります。
 3. 前項の場合、当社がNP会員によるatoneの利用を停止した上で契約内容の変更手続きを行うことがあることをNP会員は予め承諾します。
 4. NP会員は、当社を名乗る者又はその他の者から、メール、SMS、フィッシングサイト等atoneアプリ以外の方法でパスワードの入力を求められた場合であっても、パスワードを入力してはならないものとします。

第34条 (ID・パスワード等の不正利用)

1. NP会員は、ID・パスワード等の第三者による利用に係る利用料金等相当額につき支払義務を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、NP会員は、前項の利用料金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - ① NP会員がID・パスワード等を第三者に提供し又はID・パスワード等の漏えいについてNP会員に重大な過失がある場合
 - ② NP会員の家族、同居人、留守人その他のNP会員の関係者がID・パスワード等を第三者に提供し又ID・パスワード等の漏えいに関与した場合
 - ③ ID・パスワード等の利用について、NP会員の家族、同居人、留守人その他のID・パスワード等の関係者が関与した場合
 - ④ NP会員が、当社による調査に適切な協力をせず、又は説明若しくは提出した資料に不実がある場合
 - ⑤ 当社がNP会員に対して提示したワンタイムパスワードが正確に入力されたことを当

社が確認した場合（ただし、端末等の管理についてNP会員に管理義務違反が認められない場合を除きます。）

3. 前項各号のいずれかの事由が認められる場合には、当社は、NP会員に対し、ID・パスワード等の第三者による利用に起因して当社に生じた損害であって、ID・パスワード等の第三者による利用に係る利用代金等相当額以外の損害をNP会員に請求することができるものとし、

第3章 NPポイント

第35条（目的）

本章は、NP会員が、NPポイントを利用する場合の諸条件を定めるものです。

第36条（ポイントの付与）

1. 当社は、NP会員がNP後払い・NP後払いair・atone・その他当社が指定する決済サービス（以下「決済サービス」といいます。）を利用し、当社の指定する期間内に支払等所定の手続を行ったとき、その他当社が相当と認めた場合に、「NPポイント」（以下「ポイント」といいます。）を付与します。
2. ポイント付与の対象となるサイト、決済サービス及び取引（以下「対象取引」といいます。）、ポイントの付与率、その他ポイント付与の条件は、当社が決定し、当社が定めるウェブサイト内の所定のサイト（以下「告知サイト」といいます。）において会員に告知します。ある取引についてポイント付与の対象となるか否か、ポイントの付与率、及び有効期限は、atone加盟店、取引の種類、又は決済サービスの種類によって異なることがあります。
3. ポイントは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に、当社が対象取引につき取消、返品などがあったことを確認した場合、対象取引にポイントは付与されません。
4. ある取引についてポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第37条（ポイントの管理）

1. 当社は、当社所定の方法により、NP会員が獲得したポイント数、会員が使用したポイント数及びポイント数の残高を、NP会員に告知します。
2. NP会員は、前項のポイント数に疑義のある場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 第1項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、NP会員はこれに従うものとします。

第38条（禁止事項）

1. NP会員に付与したポイントは、付与されたNP会員本人以外に利用はできません。
2. NP会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡又は質入れしたり、NP会員間でポイ

ントを共有したりすることはできません。

3. NP会員は、保有するポイントを利用するにあたっては本規約を遵守するものとします。

第39条（ポイントの有効期限）

1. NP会員が取得したポイントの有効期限は、次項に定める場合を除き、付与した日から6ヵ月間とし、NP会員がその有効期限内に第41条及び第42条に基づくポイントの交換・利用を行わなければ、有効期限の経過を以って当該ポイントは消滅し、その後は、当該ポイントの効力は一切ないものとします。
2. 当社は、有効期限が通常より短く設定された期間限定ポイントを付与することがあります。期間限定ポイントの有効期限については、前項の定めにかかわらず、当社が都度の定める期限日が適用されます。

第40条（ポイントの取消・消滅）

1. 当社は、当社がポイントを付与した後に、対象取引について返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、対象取引により付与されたポイントを取り消すことができます。この場合、NP会員が保有するポイント数の残高が取り消すポイント数より少ないときは、当社は、その任意の選択により当該ポイント数の差分を、以後当該NP会員が取得するポイントより充当し、又は差分相当額を請求することができるものとします。
2. 当社は、NP会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、当該NP会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。
 - ① 違法又は不正な行為があった場合
 - ② 本規約、その他当社が定める規約・ルール等の違反があった場合
 - ③ その他当社がNP会員に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
3. 当社は、取消又は消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第41条（ポイントの交換・利用）

1. NP会員は、当社が定める方法により、保有するポイントを以下に定める目的に使用することができます。
 - ① 次条第1項に定める決済代金の支払への利用
 - ② 当社所定の懸賞（抽選）への応募
 - ③ 当社所定の商品との交換
 - ④ 寄付
 - ⑤ その他当社所定の方法
2. 当社は、前項に基づきNP会員がポイントを使用するための具体的な内容及び条件を随時設定し（以下、設定し当社が提供するものを「特典」といいます。）、これを当社指定のウェブサイトへの掲示、その他当社所定の方法により告知します。
3. 当社は前項に基づき設定した特典を任意に、変更し、又は終了させることができるものとします。

4. 特典に基づく商品又はサービス（以下「特典内容」といいます。）が当社の委託する提携会社及びatone加盟店から発送・提供される場合、その特典内容の品質及び利用条件については、各提携会社及びatone加盟店の規約又は約款等に従うものとし、当社は特典内容の品質、有用性等について、何ら保証するものではありません。これらの特典内容に瑕疵その他の不備がある場合、会員は当該特典内容を発送・提供した提携会社及びatone加盟店との間で解決するものとし、
5. 提携会社及びatone加盟店による特典内容の配送中又は提供後に配送遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事故が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負わず、ポイントの返還も行いません。
6. NP会員は、第1項によるポイントの交換・利用の申し込み後に、当該申込を撤回し、ポイントの返還を受けることはできません。

第42条（決済におけるポイントの利用）

1. NP会員は、当社が定める方法により、保有するポイントを当社が定める換算率にて、当社所定の決済サービスを利用した取引に係る商品・サービスの決済代金（代金、送料、手数料及び消費税を含む。）の全部又は一部の支払に利用することができます。
2. 当社は、第1項のポイント利用の対象となる商品・サービス等を制限し、また、ポイント利用に条件を付すことができます。
3. NP会員が、第1項に基づき、決済代金の支払にポイントを利用した決済の対象となる取引を、有効に解除し、又は、取り消した場合、原則として当該決済に利用されたポイントが当社の定める時期及び方法により、NP会員に返還されます。現金による返還は行われません。
4. NP会員が、第1項に基づき、商品・サービスの決済代金全額の支払にポイントを利用した後に、当該決済代金が有効に減額された場合には、当社が定めた時期及び方法により、当該減額金額に相当するポイント（ただし、1ポイント未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）の返還が行われます。また、NP会員が、第1項に基づき、商品・サービスの決済代金の一部の支払にポイントを利用した後に、当該決済代金が有効に減額された場合には、当社が定める時期及び方法により、まずポイントの利用による支払以外の方法による支払額から当該減額金額に相当する金額の返還が優先して行われ、なお返還すべき金額がある場合には、当該返還すべき額に相当するポイント（ただし、1ポイント未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）の返還が行われません。
5. NP会員が、第1項に基づき、商品・サービスの決済代金の支払にポイントを利用した後、有効に当該決済代金が増額された場合、NP会員は増額金額に相当する金額を、第1項に基づくポイントの利用による支払又はその他の支払方法にて支払うものとし、

第43条（特典の送付）

1. NP会員が、ポイントを利用し当社からのプレゼント等の特典を受け取る場合、プレゼント等の特典は、日本国内におけるNP会員本人の住所に会員名宛にて送付されます。

海外への送付、NP会員本人以外への送付、又は私書箱への送付はできません。

2. 登録されたNP会員本人の住所に特典が送付できない場合、当社は、NP会員にその旨を速やかに連絡するものとし、相当期間内にNP会員が住所変更の届出等の措置を講じないときは、NP会員が特典を放棄したものとみなします。この場合、交換・利用されたポイントの返還をすることはできません。

第44条（交換後の取り扱い）

1. 第41条に定めるポイント交換手続完了後、1カ月を経過しても特典が提供されない場合は、NP会員は当該交換手続後3カ月以内に当社にその旨を連絡するものとし、当該期間内にNP会員からの連絡がない場合は、当該特典が送付されたものとみなします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. 当社の都合によりNP会員が交換を申し込んだ特典の提供ができない場合、当社はその旨を当該NP会員に連絡するものとし、この場合、NP会員は、交換を申し込んだ特典の提供を求めることはできませんが、同等のポイントにて交換できる当社の提供可能な他の特典の提供を求め、又は、ポイントの特典との交換の申込みを撤回することができます。なお、ポイントの特典との交換の申込みを撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該ポイントの返還は、当社の定める時期及び方法によって行われるものとし、

第45条（ポイント利用後のポイントの取り消し）

1. NP会員が第41条によるポイントの交換・利用の申し込み後に、第40条第1項又は第2項によりポイントが取り消された場合は、当社は、当該ポイントの交換・利用の対象となった特典の提供を取消又は保留することができます。また、この場合において、当該ポイントの交換・利用の対象となった特典の提供が既に行われている場合、NP会員は、ポイントの取消により特典の提供を受けるために不足することになったポイント数に1円を乗じた額を、直ちに現金又は当社の指定する支払方法にて当社に支払うものとし、
2. NP会員が第42条によるポイントの利用をした後に、第40条第1項又は第2項によりポイントが取り消された場合、NP会員は、ポイントの取消により商品・サービスの決済代金の支払に不足することとなった金額を、直ちに現金又は当社の指定する支払方法にて当社に支払うものとし、

第46条（換金の不可）

NP会員は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

第47条（第三者による利用）

ポイントの利用は、NP会員本人が行うものとし、当該NP会員以外の第三者が行うことはできません。また、NP会員本人が保有するポイントと、当該NP会員以外の第三者のポイントを合算して使用することはできません。

第48条（税金及び費用）

ポイントの取得、ポイントの利用、特典との交換にともない、NP会員に税金や付帯費用が発生する場合には、NP会員がこれらを負担するものとします。

第49条（免責事項）

ポイント数に関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにもかかわらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 atoneアプリ専用カード

第50条（atoneアプリ専用カード）

1. NP会員は、当社所定の方法により申込を行い、当社が承認した場合、atoneアプリ専用カードの発行を受けることができます。
2. atoneアプリ専用カードの発行を受けたNP会員（以下「atoneアプリ専用カード会員」といいます。）は、これを用いて株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）のアクセプタンスマークを掲げる販売店（以下「JCB加盟店」といいます。）をatone加盟店とみなして、atoneアプリ専用カードを用いてatoneによる代金等の決済をすることができます。
3. atoneアプリ専用カードの利用に関しては、本章において特段の定めがない限りは第2章の定めに従うものとし、このとき「NP会員」は「atoneアプリ専用カード会員」と読み替えるものとします。
4. atoneアプリ専用カード会員は、J/Secure(TM)を利用する場合は[J/Secure\(TM\)利用者規定](#)に同意するものとします。

第51条（年会費）

atoneアプリ専用カード会員は、当社所定の年会費を支払うものとします。

第52条（利用条件）

atoneアプリ専用カード会員は、代金等に係る決済手段としてatoneアプリ専用カードを用いる場合、以下の事項について予め同意するものとします。

- ① 代金等債権について当社又はJCBが立替払いすること
- ② 代金等債権についてJCBが立替払いをしたことによりJCBが取得した求償権について、JCBが直接atoneアプリ専用カード会員に対してその履行を請求する場合があること
- ③ 前号に規定するJCBによる求償権の行使を目的として、当社がatoneアプリ専用カード会員に関する情報を提携会社に対して提供する場合があること
- ④ 当社が以下に掲げる業務をJCBに委託し、当該委託業務の遂行に必要な範囲で当社

が保有するatoneアプリ専用カード会員に係る個人情報をJCB及びその提携先に対して預託する場合があること

- ア. オーソリ代行業務
- イ. 代行会員マスター保有業務
- ウ. オーソリモニタリング業務
- エ. ジェーシービーブランドサービス提供業務の一部
- オ. IC関連業務の一部
- カ. ブランドキャンペーンの商品発送業務
- キ. その他当社とJCBとの間で締結する業務提携契約に関し、当社がJCBに対して委託する業務

第53条 (atoneアプリ専用カードの利用)

atoneアプリ専用カード会員は、本規約を承認の上、JCB加盟店で商品等の購入等をする際に、決済手段としてatoneアプリ専用カードを選択し、当社所定の情報を入力・送信することにより、atoneを利用することができます。

第54条 (atoneアプリ専用カードに係るバーチャルカード番号等の不正利用)

1. atoneアプリ専用カード会員は、atoneアプリ専用カードに係るバーチャルカード番号等（以下「バーチャルカード番号等」といいます。）が第三者によって利用された場合（ただし、第33条第1項に定める場合を除きます。）においては、バーチャルカード番号等の利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、atoneアプリ専用カード会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - ① atoneアプリ専用カード会員がバーチャルカード番号等を他人に提供し又はバーチャルカード番号等の漏えいについてatoneアプリ専用カード会員に重大な過失がある場合
 - ② atoneアプリ専用カード会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がバーチャルカード番号等を他人に提供し又はバーチャルカード番号等の漏えいに関与した場合
 - ③ 第1号の場合を除き、バーチャルカード番号等の利用について、atoneアプリ専用カード会員に故意又は重大な過失がある場合
 - ④ 第2号の場合を除き、バーチャルカード番号等の利用について、atoneアプリ専用カード会員の家族、同居人、留守人その他のatoneアプリ専用カード会員の関係者が関与した場合
 - ⑤ atoneアプリ専用カード会員が、当社の求める調査に協力せず、又は当社の調査に対して行った説明もしくは提出した資料に不実もしくは不備がある場合
3. atoneアプリ専用カード会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、atoneアプリ専用カード会員に対し、バーチャルカード番号等の他人による利用に起因

して当社に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

- ① 前項第1号又は第3号の事由がある場合
- ② 当社が実施する調査において虚偽の説明をした場合
- ③ 前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき atone アプリ専用カード会員に故意又は重大な過失があるとき。

	以上
2009年1月22日	制定
2018年8月31日	改定
2019年12月10日	改定
2020年4月1日	改定
2020年8月1日	改定
2021年4月23日	改定
2021年6月1日付	改定
2022年1月17日	改定
2023年3月1日	改定
2023年10月5日	改定
2024年11月1日	改定
2025年3月31日	改定
2025年8月1日	改定
2026年8月1日	改定